

令和2年2月28日 衆議院財務金融委員会議事録（その1）

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。質問の機会をくださいまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルスにつきましては後ほど安倍総理にお伺いしたいと思っておりますので、まずは、こちらでは財務省のガバナンスについてまたお伺いしたいと思っております。

最初に金融庁にお伺いいたします。

上場企業には内部統制報告制度というものがございまして。経営者が内部統制を構築する責任があるということを報告書上明記する、このようになっております。その内部統制報告書制度の責任の所在を明らかにするこの趣旨についてまず教えてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

資本市場がその機能を十全に発揮していくためには、投資家に対して企業情報が適正に開示されることが不可欠であり、このため、金融商品取引法におきましては、財務報告に係る上場会社の内部統制を強化し、企業開示の適正を確保する観点から、内部統制報告制度が設けられております。

○日吉委員

適正な開示の観点から内部統制報告制度が設けられているということですが、そこで経営者の責任というのを明記しているわけですが、内部統制を構築するのは経営者に責任があると。今回、公文書の改ざんがありました財務省におきましては、やはり麻生大臣が先頭に立ってガバナンスをしっかりと構築していくというふうにおっしゃられております。

この上場企業の報告書制度を踏まえまして、麻生大臣に、その責任の所在を明記することについて、御見解を今一度お願いしたいと思っております。

○麻生国務大臣

日吉先生が言っておられるその明文化というような意味するところがちょっと定かではございませんけれども、これは御存じのように、日本においては、議院内閣制というものにおきましては、いわゆるコンプライアンスとか、いわゆる内部統制というものにおきましては、この強化を含めまして、財務省に関する行政の最終的な責任の所在ということになりますと、これはもう当然大臣にあるということになろうと思っております。

そういった意味では、責任を持ってしっかりとこういったものやっていくということが大臣としての大事なところで、大臣以外の人はずっとそこにいる人ですけれども、大臣だけぼろぼろ変わりますので、そのところはなかなか難しいところであろうとは存じますけれども、この職責をいろいろな形で果たしていかないかぬ。やり方はいろいろあるかと思っておりますけれども、そういう一番責任のところだけはきちっとしておかないかぬと思っております。

○日吉委員

今、大臣、責任の所在は大臣にあると明言していただきました。そこを明記していただきたいんですけども、責任があるということはしっかりと行っていただいて、今後、明記することも御検討ください。

続きまして、今度、企業の取引におきまして、帳簿に取引の内容を記載するしないの判断をどのようにしているのかについて、国税庁の方にお伺いをしたいと思います。

仮に、企業がパーティーを開きました。そのパーティーで企業にお金が入って、そのお金もパーティーを開いたホテルに支払うといったときに、これは企業において記帳するものなのか、それともしなくてもいいのかというような判断を、国税庁さんがもしそういった、帳簿に載っていないというようなことに対してこれは載せた方がいいよとか、載っているものについてこれは載せなくてもいいとか、こういった判断をどのようにされているのか教えてください。

○田島政府参考人（国税庁次長）

お答えいたします。

個別の事柄のお答えは差し控えさせていただきますが、その上で、執行機関として申告内容が正しいかどうかをチェックする立場から、あくまで一般論でお答えさせていただきますと、ただいま御指摘のように、税法上、法人には帳簿書類の保存義務がございます。帳簿に記録して保存しなければならないとされてございますが、帳簿に記録すべき法人の取引について、税法上、特段の定めはございません。が、一般的には、法人の取引に当たるかどうかといったもの、取引に関しては多種多様、さまざまなものがございますので、一概には申し上げることは困難でございますが、例えばチェックする場合であれば、書類上の名義といった形式的な事実関係、そしてそれに加え、取引の実態について、相手先や金銭の実質的な負担が誰であるかといったような、具体的な個々の事実関係を踏まえて、総合的に判断することになります。

なお、付言して申し上げますと、帳簿の保存義務、帳簿をつけたり保存するという義務は普通法人には課されてございますが、公益法人ですとか人格なき社団の場合は取扱いが変わっておりまして、税法に定める収益事業に当たる場合はそういった法人も法人税を課されますけれども、それ以外の事業につきましては法人税は課されませんので、帳簿の記載、また、帳簿の保存というものについては、収益事業以外の事業につきましては保存義務、また、もちろん記載の義務もないという取扱いになっているものと承知してございます。

○日吉委員

後半部分の帳簿の保存義務というのは税法上という話でありまして、ほかの法律で保存義務があったりすると思うんですけども。

その前の御答弁の中で、実態に即して判断するというお話がございました。さまざまなことを検討して総合的に判断するということとございますので、それを踏まえまして、後ほど総理に桜を見る会の前夜祭のあり方についてちょっとお伺いしたいと思います。

続きまして、今度、消費税の増税、これが企業の業績に与える影響についてお伺いしたいと思います。財務省と、あと麻生大臣にお伺いしたいと思います。前にも少しお話をさせて

いただいたことがあるんですけども、消費税というのは、売上げに係る消費税、受け取った消費税と、仕入れに係る消費税、支払った消費税、この差額を納付するというような形になっております。

これというのは、この差額は何かといいますと、法人の利益の一部ではないかというような見方もできる。もちろん、消費税の負担は消費者にあって、法人はそれを預かってかわりに納付をしているだけだ、こういう見方、こういう考え方であるということは承知しているんですけども、企業の物の販売の価格というのはやはり市場の中で決まっていくものであるとすると、消費税というのはある意味、企業の中で販売価格の何%は売上げに係る消費税だというふうに決められてしまうような、こういった内容、だから、法人税の一部的な考え方もできるのかなというふうに考えます。

そんな中で、当然、法人税が上がればその部分というのは企業の販売価格が上がるという方向にも行きますし、消費税が上がるといえば販売価格が上がるということになりますので、それはひいては消費者の負担が重くなっていくということにつながっていくわけですけども、その一方で、企業でも、消費税というのが実際に上がることによって企業の業績への影響というののもかなりあるのではないかな、こういうふうに考えます。

ちなみに、消費税というのは滞納が物すごく多い税だというふうにも言われております。また、消費税につきましては、人件費について支払う消費税というのがない、かかりませんので、むしろ、法人税を上げるよりも消費税を上げる方が企業の業績へのインパクトというのは大きくなるのではないかな、このようにも考えております。

こういった、今申し上げたことを踏まえまして、消費税の増税、これが企業の業績にどのような影響を与えるのか、御見解をお願いいたします。

○麻生国務大臣

消費税というものがどれくらい企業収益というものに与えるかというのが、最初、二つ大きく言っておられるんですけども、これは今、海外経済等々いろんな形で減速はしているとはいえ、少なくとも、この政権になってから、倒産件数で見ますと八千件台、大体、そんなものだと思うんですね。

その前の内閣のときはやはり一万いっていましたから、一万ぐらいいってたと記憶していますので、そういった意味では、その部分では三割ぐらい少なくなっているかなという感じはします。これが消費税のおかげか企業、景気、そういったもので全部複合的に考えられますので、そこのところだけ一概には言えませんけれども、実数からいきますと一万から八千台まで下がっているというのが実態です。

それから、消費税というのは、もうこれは公認会計士をしておられましたので御存じのとおりなので、これはもう基本的には、最終的には、いわゆる価格への転嫁を含めまして、これは消費者自身に負担していただくというように設定されている税でありますから、事業者は、いわゆる価格を消費税にきちんと転嫁するということに限って、消費税を負担することはないんです。

価格を決めるのは向こうですから。それで、このことが、費用全体に占める間接仕入れというものの割合が高くて低くても、これは売り値に乗っかるから同じことなんだと思いま

すが、委員御指摘の人件費が占める割合が高いという企業に多くの負担をかけるというのは、これは恐らく、消費税分を価格に適正に転嫁できないというような場合のことを指しておられるのではないかとちょっと想像しますけれども。

これは事業者の方々が消費税を適正に価格に転嫁できるというかできないというか、これは極めて重要なところなので、我々としても、これは転嫁対策特別措置法というのをつくらせていただいて、事業者間取引、事業者間、消費者直接じゃなくて、事業者間取引での買ったたき等に対応して公正取引委員会等々が指導したり、勧告を適切に実施する等々のさまざまな取組をこれまでも行わせてきていただいておりますので、これは引き続き、事業者方に対する、BツーBのところは一番きちんと目を配らせておかなければいかぬところだと思っております。

○日吉委員

今、お話いただきました、もちろん消費税は消費者が最終的に負担しているというその仕組みはわかっているんですけども、その一方で、消費税の増税が企業の業績に大きなインパクトを、法人税の増税よりも消費税の増税の方が与えているんじゃないかというような問題意識もあった中でちょっとお伺いをさせていただいたところでございます。

結論といいますか、私の考えとしましては、やはり、法人税、消費税一体となって企業に与える影響、これを考えた上で検討していかなければいけないのではないのかなというような思いを持っております。また機会がありましたら議論させてください。

時間も少なくなってきましたが、もう一つ、一年未満保存文書というのが文書取扱規則に定まっていると思うんですけども、この一年未満保存文書というのは、いざ取引を検証しようとしたときに処分されているということが多々あるんですけども、この一年未満保存文書という取扱い、やめることを財務省として検討してみることはありませんか。

○上羅政府参考人（財務省大臣官房公文書管理官）

お答え申し上げます。

議員御指摘の、全ての行政文書につきまして廃棄しないで保有し続けることにつきましては、行政文書の体系的な管理や効率的な行政運営、すなわち廃棄文書を保存し続けることによる人的、経済的な行政コスト、これらの観点から、慎重に検討する必要があるものと考えております。以上でございます。

○日吉委員

少なくとも、慎重に検討していただくというのは必要なんですけれども、実際に、見たいものがないというようなことがあるということは、それは本当に一年未満でいいのかということにもなってしまうし、一年未満保存文書というのが、逆に必要なものを処分してしまう理由にもなっているというような現状もありますので、そういったことも踏まえて、この文書取扱いの規則、これについて御検討いただく必要があるのではないかなということを申し上げて、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。